

令和7年度償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限 令和7年1月31日（金）厳守

〇よくあるお問い合わせ

長久手市 償却資産Q&A

検 索



申告書の提出・問い合わせ先

長久手市役所 税務課 資産税係

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

電話〈0561〉63-1111 内線 115～119

（ダイヤルイン〈0561〉56-0609）



あいさつ運動・ごみ拾い運動に取り組んでいます。

あたたかく美しいまちをつくりましょう！

もくじ

1 申告のご案内	3
(1) 申告していただく方	3
(2) 申告のしかた	3
(3) 提出していただく書類	3
2 償却資産のあらまし	4
(1) 償却資産とは	4
(2) 特定の生産または業務用の設備等の取扱い	5
(3) 建物附属設備の家屋と償却資産との区分	6
(4) 申告の対象となる償却資産の範囲	8
(5) 課税標準の特例	9
(6) 固定資産税（償却資産）の賦課について	9
(7) 賦課期日と事業年度の関係について	10
(8) その他	10
☆評価額の計算例	10
☆個人番号の取扱いについて	11
☆対応年数に応じる減価率表・減価残存率表	11
3 申告書の書き方	12
(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例	12
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	14
4 業種別の主な償却資産	16

市税の電子申告について（eLTAX エルタックス）

長久手市では、平成23年3月から地方税ポータルシステム（eLTAX）を導入し、インターネットによる地方税の申告受付を開始しました。

eLTAXとは、インターネットにより地方税の手続きを電子的に行うシステムです。

○ eLTAXの利用方法

eLTAXを利用するためには、事前の手続きが必要です。

詳しい情報は、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

利用時間：8時30分から24時まで（土日祝・年末年始12/29～1/3を除く）

○ eLTAXについての問合せ先

「eLTAX」ヘルプデスク 電話番号 0570-081459

※上記の電話番号でつながらない場合 電話番号 03-5521-0019

受付時間：9時から17時まで（土日祝・年末年始12/29～1/3を除く）

1 申告のご案内

(1) 申告していただく方（地方税法第383条）

令和7年1月1日（賦課期日）現在、長久手市内に土地及び家屋以外で事業の用に供することができる償却資産を所有している個人又は法人。

(2) 申告のしかた

(ア) 前年度に申告された方

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産を申告してください。同封の種類別明細書に記入していただけます。

- 一品ごとに資産内容が打ち出された種類別明細書は、そのまま増加・減少資産を加除修正できます。
- 資産内容が打ち出されていない方、電算申告をされる方は、全資産を種類別明細書に記入してください。また、増加・減少資産がどれかわかるようにしてください。

なお、次の場合も申告が必要です。（申告書の備考欄記入例）

- ① 償却資産の増加・減少がない場合 「増減なし」
- ② 廃業・解散・休業・転出など 例：「R6. 5. 31 廃業」
- ③ 前年度に免税点未満となり、課税されていない場合

(イ) 今回初めて申告される方

令和7年1月1日現在所有している全ての償却資産を申告してください。

申告すべき資産がない場合も、確認のため、申告書18備考（添付書類等）に「該当資産なし」に○をつけて申告してください。御協力をお願いします。

8ページの「申告の対象となる償却資産の範囲」も御覧ください。

(3) 提出していただく書類

償却資産申告書（償却資産課税台帳） 記入例は12ページにあります。

種類別明細書（増加資産・全資産用） 記入例は14ページにあります。

※資産に増減のない場合も提出してください。

用紙が不足した場合は、ホームページより印刷または長久手市役所税務課資産税係まで御請求ください。

郵送申告される方で、控えに受付印を希望される場合は、返信用切手付封筒を同封してください。

2 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

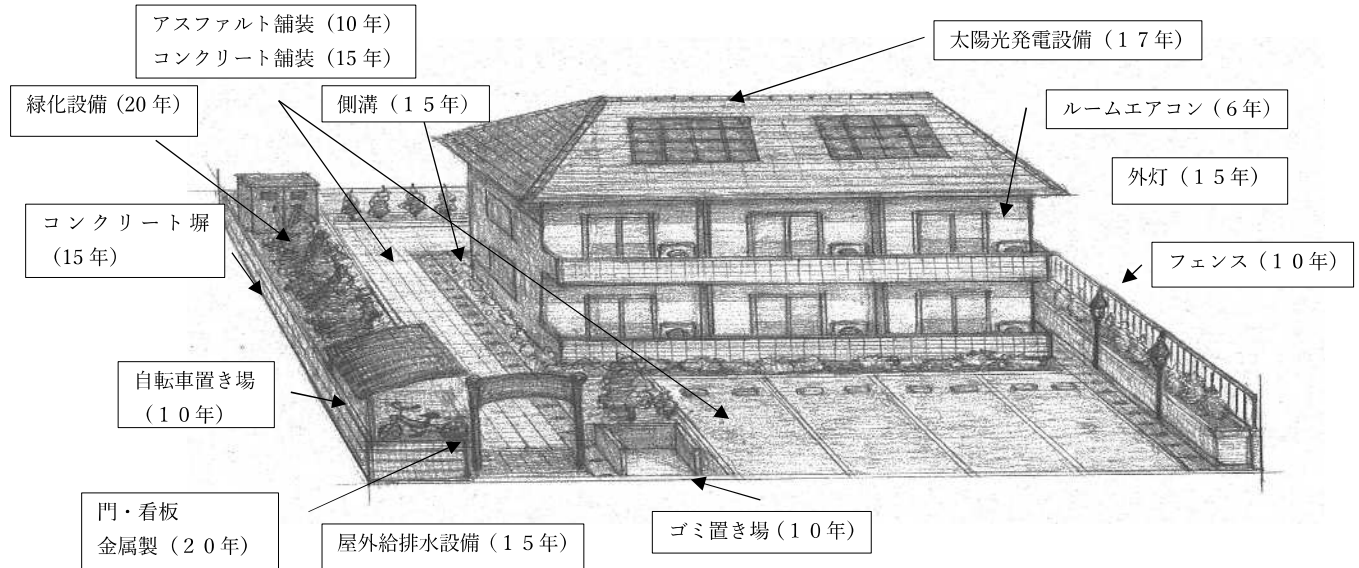
償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税法又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

主なものの例示

資産の種類	資 産 の 名 称
1 構 築 物	舗装路面、橋、軌道、貯水池、煙突、水槽、井戸、広告宣伝塔、門、塀、庭園、フェンス、受変電設備、植栽、緑化施設その他土地に定着する土木設備又は工作物等
2 機 械 及 び 装 置	窯業機械、化学機械、建設機械、印刷機械、工作木工機械、電気機械その他物品の製造、加工、修理に使用する機械及び装置等（建物附属設備含む）、太陽光発電設備
3 船 舶	一般船舶、ヨット、ボート、モーターボート等
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車 両 及 び 運 搬 具	ロードローラ、ショベルローダ、フォークリフト等の大型特殊自動車、荷車、構内運搬車等
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	切削工具、測定工具、型、エアコン、計算機、金庫、机、いす、ロッカー、看板、テレビ、冷蔵庫、自動販売機、応接セット、レジスター、パソコン、陳列ケース、理美容機器、医療機器、その他業務用備品等

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただくことになっています。

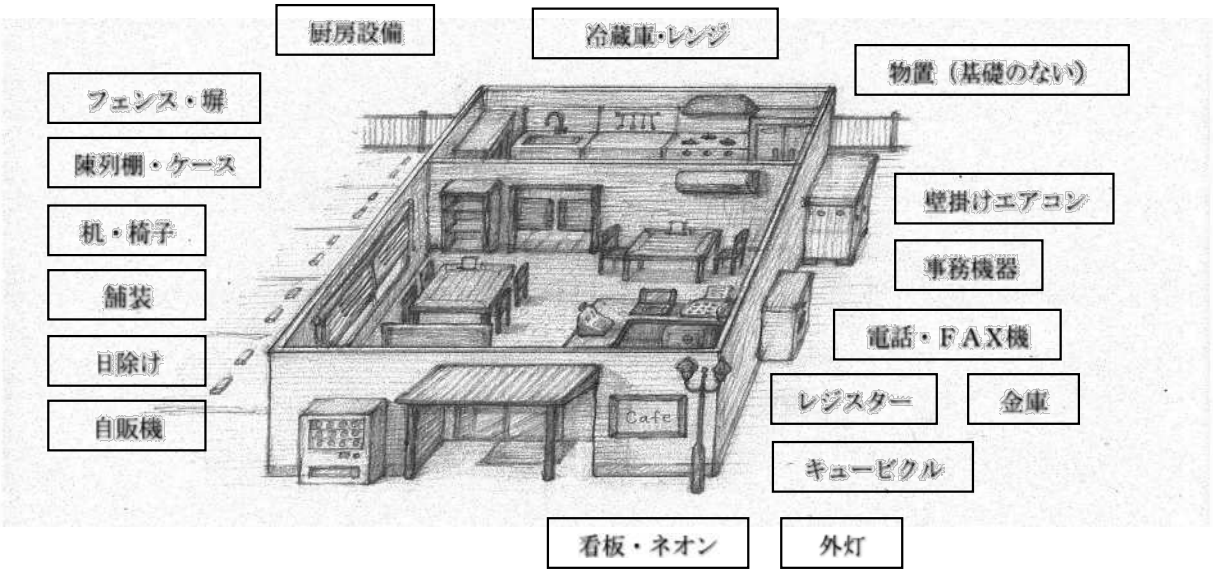


※（ ）は主な耐用年数

上記の耐用年数は標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。

※ テナントの方が賃借している家屋に取り付けた内装・造作・建築設備は、特定附帯設備としてテナントの方に固定資産税がかかります（5ページ参照）。

賃貸ビルなどを借り受けて事業を行っている方（テナント）の場合、償却資産に該当する主なものを例示すると次のようになります。



耐用年数の例

償却資産	耐用年数（注）	償却資産	耐用年数（注）
看板（金属製）	20 年	舗装（アスファルト）	10 年
看板（その他）	10 年	舗装（コンクリート）	15 年
レジスター	5 年	金属造フェンス	10 年
緑化設備	20 年	厨房設備	8 年
飲食店用設備	8 年	飲食料品小売業用設備	9 年
冷蔵庫	6 年	陳列棚（冷凍・冷蔵機能付き）	6 年
パソコン	4 年	陳列棚（その他）	8 年
応接セット（接客業用）	5 年	金庫（手提げ金庫）	5 年
応接セット（その他）	8 年	金庫（その他）	20 年

（注）上記の耐用年数は、標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。

（２）特定の生産または業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備及びその附属設備は、償却資産となります。例えば工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(3) 建物附属設備の家屋と償却資産との区分

建物附属設備は、固定資産の取扱い上、次のとおり家屋と償却資産に分離して課税されます。

〈償却資産とするもの〉

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、または独立した機器としての性格が強いもの

〈家屋とするもの〉

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、塵芥処理設備など

ただし、これらの設備を賃貸している家屋に取り付けた場合は償却資産になり、設備の所有者に課税されます。分離課税の手続きが必要となりますので、下の〈家屋と償却資産の区分表〉をご覧ください。

〈家屋と償却資産の区分表〉

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ・店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備・蓄電池設備・無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○		○
	照明器具設備	屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機・交換機等の機器		○		○
		配管・配線・端子盤等	○			○
	L A N設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー・アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機・親機・子機	○			○
	監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）・カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盗難非常通報設備	設備一式	○			○

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備・引込工事・特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管・高架水槽・受水槽・ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等）・中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備・引込工事・特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式（洗面器・大小便器等）	○			○
	消火設備	消火器・避難器具・ホース及びノズル・ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備・スプリンクラー設備等	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）・特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			○
	駐車場設備	機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）・料金精算機・駐車場発券機・カーゲート・フラPPERゲート等		○		○
	運搬設備	工事用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）・寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	その他の設備	洗濯設備・冷蔵、冷凍倉庫における冷却装置・ろ過装置・POSシステム・広告塔・ネオンサイン・文字看板・袖看板・簡易間仕切り（衝立）・駐輪設備・ごみ処理設備・メールボックス・カーテン・ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化設備等）		○		○

※自治体によって取り扱いが異なる場合があります。また、一般的な施工状況のものを想定し、作成しています。

(4) 申告の対象となる償却資産の範囲

(ア) 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車

車両は大型特殊自動車の対象となります。ナンバープレートを取得している場合は、登録番号の分類番号が、0、00～09、000～099と9、90～99、900～999となっています。

逆に自動車税（種別割）の課税客体である自動車並びに軽自動車税（種別割）の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型特殊自動車は対象になりません。

よって、工場敷地内のみを走行するためナンバープレートを取得していない無登録自動車であっても、大型特殊自動車以外は、償却資産の対象になりません。

(イ) 償却済資産

法定耐用年数を経過し、減価償却が終わって帳簿上は残存価格（取得価格の5%）のみが計上されていても、その資産が事業の用に供することができる状態のもの。

(ウ) リース資産の取り扱いについて

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、取得価格が20万円未満の場合は課税客体にはなりません。

(エ) 特に注意をする申告対象について

- ・ 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
- ・ 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
- ・ 会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
- ・ 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います）
- ・ 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
- ・ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産（貸し付けを業としている場合は、貸し付け先で事業用に使用されるか否かを問わず対象です）
- ・ 美術品等について、「法人税基本通達7-1-1」等に規定される減価償却資産として取り扱われている資産

(オ) 少額資産

地方税法上の「少額資産」にあたり、固定資産税（償却資産）の申告の必要がないのは次の①から③までの資産です。

- ① 10万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条又は取得税法施行令第138条の規定により一時に損金算入する資産
- ② 20万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条の2第1項、又は所得税法施行令第139条第1項の規定により3年間で一括償却した資産
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満の資産

下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産（法人税・所得税法上は損金算入できますが、固定資産税（償却資産）においては適用されません）
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入 ※1	申告対象外			
② 3年一括償却 ※1	申告対象外			
③ リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例 ※1 ※2	申告対象			
⑤ 個別減価償却 ※3	申告対象			

※1 上記①、②、④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外になります。

※2 ④の特例を適用できるのは平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

※3 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(5) 課税標準の特例

(ア) 主な特例一覧

平成 24 年度税制改正により、これまで国が一律で定めていた固定資産税（償却資産）の課税標準の特例割合を、市町村の条例で決定できる仕組みが導入されました。

特例となる資産及び長久手市市税条例等で定めた特例割合は、以下のとおりです。

根拠法 (地方税法)	対象資産（取得時期）	特例割合	内 容
第 349 条の 3 第 27 項	家庭的保育事業の用に供する償却資産	1 / 3	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の用に供する償却資産
第 349 条の 3 第 28 項	居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産	1 / 3	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産
第 349 条の 3 第 29 項	事業所内保育事業（利用定員 5 人以下）の用に供する償却資産	1 / 3	児童福祉法に規定する事業所内保育事業（利用定員 5 人以下）の用に供する償却資産

根拠法 (地方税法附則)	対象資産（取得時期）	特例割合	内 容
旧第 15 条 第 32 項	企業主導型保育事業の用に供する償却資産（平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）	1 / 3	児童福祉法に規定する特定事業所内保育施設の用に供する償却資産 ※補助開始日の属する年の翌年賦課期日から 5 年度分が適用期間。ただし、引き続き政府の補助を受けている場合に限る。
旧第 15 条 第 41 項 第 64 条	生産性向上特別措置法に基づく先端設備等（平成 30 年 6 月 6 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）	0	資本金が 1 億円以下の法人、常時雇用する従業員が 1,000 人以下の個人事業主等で、先端設備等導入計画について市の認定を受けた者で、先端設備等導入計画に基づき取得した機械装置、工具（測定工具及び検査工具）、器具設備及び建物附属設備（償却資産として課税されるもの。）構築物、事業用家屋について、取得した翌年度から 3 年間固定資産税の課税標準額をゼロにします。 注：産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案が成立したことにより、生産性向上特別措置法は廃止され、改正後の中小企業等経営強化法に制度が移管されました。
第 15 条 第 45 項	中小企業事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等（令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）	1 / 2	資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業者等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社は除く）が先端設備等導入計画について、市の認定を受けた者で、先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具及び備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるもの）が新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分が適用期間、 ※導入により、労働生産性が年平均 3% 以上向上するもの、投資利益率が年平均 5% 以上となるもの。
		1 / 3	賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合は最初の 5 年度分が適用期間。 ※令和 6 年度中に資産を取得した場合は、最初の 4 年度分

(イ) 必要書類

- 固定資産税・都市計画税の課税標準額の特例に係る届出書（市ホームページからダウンロードできます。）
- 特例を受ける根拠となる書類

(6) 固定資産税（償却資産）の賦課について

(ア) 納税義務者

毎年1月1日現在の償却資産の所有者をいいます。

(イ) 課税標準額

賦課期日（1月1日）現在の全資産の評価額の合計をいいます。

(ウ) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

(エ) 税率

100分の1.4

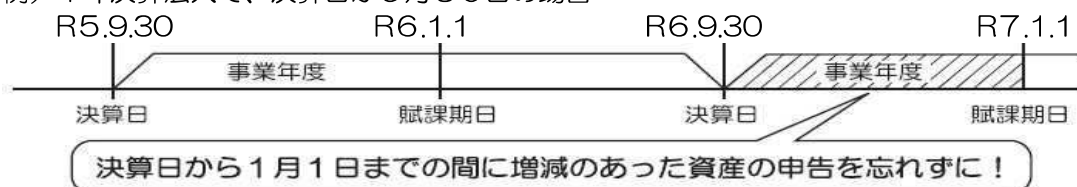
(オ) 税額

税額＝課税標準額×税率

(7) 賦課期日と事業年度の関係について

企業の事業年度の末日（決算日）が賦課期日（1月1日）と異なる場合で、事業年度以降賦課期日までに資産の増減があったときは、それらの資産についても申告漏れのないようご注意ください。

例）1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



(8) その他

(ア) 申告されない場合

正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあります。また地方税法第368条の規定により延滞金を加えて不足額を追徴されることがあります。

(イ) 虚偽の申告をされた場合

虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により懲役又は罰金に処せられることがあります。

☆評価額の計算例☆

申告をしていただいた資産は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基にして、評価額の計算をします。（評価額の最低限度は取得価額の5%です。）

・耐用年数

資産ごとに決まっています（財務省令の耐用年数表）。

また、その耐用年数に応じた減価残存率が適用されます。・・・11ページの表をご覧ください。

・前年中（令和6年中）に取得した資産の評価額

評価額＝取得評価額×「前年中取得」の減価残存率

・前年前（令和5年以前）に取得した資産の評価額

評価額＝前年度評価額×「前年前取得」の減価残存率

計算例

取得価額 2,500,000円 取得年月 令和5年4月 耐用年数3年の資産の場合

（前年中取得の減価残存率0.732、前年前取得の原価残存率0.464）

令和7年度評価額 2,500,000×0.732＝1,830,000円

令和8年度評価額 1,830,000×0.464＝849,120円

令和9年度評価額 849,120×0.464＝393,991円

令和10年度評価額 393,991×0.464＝182,812円

※令和11年度で評価額が取得価額の5%（125,000円）を下回るため、以降の評価額は125,000円になります。

☆ 個人番号の取り扱いについて

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 年度以降の償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が新設されました。個人の方は 12 桁の個人番号を、法人の方は 13 桁の法人番号を所定の欄に右詰めで記載してください。

個人の方が申告書を提出する場合は、法律に基づいた本人確認（個人番号確認及び身元確認）を行います。個人番号を記載した申告書を窓口又は郵送で提出する場合は、下記の本人確認書類の写しを添付してください。

※法人の場合又は電子申告の場合は不要です。

〈本人が提出する場合〉

個人番号確認書類	個人番号カード・通知カード・住民票（個人番号が記載されたもの）等
身元確認書類	個人番号カード・運転免許証やパスポート等の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類等

〈代理人が提出する場合〉

納税義務者本人の個人番号確認書類	納税義務者本人の個人番号カード・通知カード・住民票（個人番号が記載されたもの）等
代理人の身元確認書類	代理人の個人番号カード・運転免許証やパスポート等の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類等

※代理人が提出する場合、個人番号及び身元確認書類に加え、税務代理権限証書、委任状又は法定代理人であることを証する書類が必要です。

マイナンバーの記載について

記載の無い場合でも申告書は有効なものとして受理します。上記添付書類の不備等により本人確認ができない場合には、申告書への個人番号の記載は無いものとして受理しますので、ご了承ください。

☆ 耐用年数に応じる減価率表・減価残存率表

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)
1				18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059		0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055		0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051		0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049		0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047		0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045		0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956

減価残存率の「前年中取得のもの」の欄は半年分の減価残存率、「前年前取得のもの」の欄は1年分の減価残存率です。

A = $1 - r / 2$ より作成（小数点以下第4位を四捨五入して算定しています）

B = $1 - r$

3 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の記入例

1 法人の場合は本店所在地を記載してください。
なお、本店以外に納税通知書等の送付を希望される場合は、その住所を（ ）書きで併記してください。個人の場合は、所有者の住所（住民登録地等）を記載してください。
ビル・マンション等の名称、階数、部屋番号も詳しく記入してください。
2 屋号、店名等があれば記入してください。

4 事業の種目を具体的に記入してください。複数の事業を行う場合には、主たる事業種目を記入してください。
例)「不動産賃貸業」「自動車製造業」
法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください

5 個人・・・事業を開始した年月
法人・・・法人の設立年月

6、7 申告の内容について、問い合わせ先となる方の氏名、電話番号を記載してください。
7については、税理士等が問い合わせ先となる場合は、記載してください。

8～14 該当する方を○で囲んでください。
8 法人税法又は所得税法の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産が「有」の場合、「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
9 法人税法又は所得税法の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産が「有」の場合、「増加償却届出書」の写しを添付してください。
10 ☆非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。
12 租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳に該当する資産についてです。なお、特別償却及び圧縮記帳の制度は、固定資産税（償却資産）では認められません。

15 「1」欄の住所と資産所在地が異なる場合、又は市内に2つ以上の事業所等、資産所在地がある場合は、必ず記入してください。
16 該当する方を○で囲み、借用資産（リース等）がある場合には、貸主の住所、名称等を記入してください。

18 次のような事項を記入してください。
① 添付した書類の名称
② 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等
③ 廃業、休業、移転などがあった場合、その年月日
④ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

各欄には資産の種類別の合計額を記入してください。
(イ) 令和6年1月1日以前に取得した資産（令和6年度に申告された資産の取得価格が印字されています。）
(ロ) 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産（廃止、除却、他市町村へ転出した資産など）
(ハ) 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産（購入、他市町村から転入した資産など）
(ニ) (イ) - (ロ) + (ハ) によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
(注) 上記 (ロ) (ハ) には、種類別明細書に記載した前年中に減少又は増加した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

令和7年1月13日 令和7年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

愛知県 長久手市長 殿

住所 愛知県長久手市岩作城内60-1 (電話 63-1111)

氏名 株式会社 長久手 代表取締役 長久手 次郎 (屋号 ○○○○)

事業種目 自動車整備業 (資本金等の額 ○ ○ 百万円)

事業開始年月 平成4年5月

この申告に必要とする者の氏名 経理係 ○ ○ ○ ○ (電話 63-1111)

税理士等の氏名 ○ ○ ○ ○ (電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○)

短縮耐用年数の承認 有・無

増加償却の届出 有・無

非課税該当資産 有・無

課税標準の特例 有・無

特別償却又は圧縮記帳 有・無

税務会計上の償却方法 定率法・定額法

青色申告 有・無

資産の種類別取得価額表

資産の種類	取得価額				計 ((イ)-(ロ)+(ハ))
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	(ニ)	
1 構築物	3820000		3000000	6730000	
2 機械及び装置	1820000	90000	500000	670000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	350000		660000	1010000	
7 合計	50025000	760000	4160000	8425000	

過年度の申告もれについては、訂正箇所の上に変更後を記入してください。

記入する必要はありません。
(ただし、電算処理により申告書を作成される場合は評価額等記入してください。)

資産の種類別評価額表

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

15 長久手市内における事業所等資産の所在地 ① 長久手市岩作城内60-1

16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 名古屋市中区栄○○-○○ ○○○○株式会社 電話○○-○○○○

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考 (添付書類等) 該当する項目に○をつけてください。
1 資産の増減あり 2 資産の増減なし 3 該当資産なし
4 廃業・解散・転出等 (年 月 日)

第26号様式記載要領
「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

(2) 種類別明細書の記入例

- ・前年までに申告していただいた資産が印字されています。
(前年度に電算処理により全資産申告を行った場合、
種類別明細書はありません)
- ・1月1日(賦課期日)現在で記入してください。

取得時期

3 昭和
4 平成
5 令和
(例) 503→令和3年
※3ケタで記入してください

耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。

- ・中古資産については、見積耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入してください。
- ・短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。
- ・税制改正により、耐用年数が変更されました。平成21年度分以降は改正後の耐用年数での申告が必要です。
耐用年数に変更があった場合は、訂正してください。
※計算例は11ページをご覧ください。

資産の名称等

漢字・数字・カタカナ・アルファベットを使用し、20字以内で記入してください。

種類別明細書
(増加資産・全資産用)

令和7年度

氏名

株式会社 長久手
(納税義務者：株式会社 長久手)

PAGE

令和7年度
第1期
第1回

資産の種類

資産の種類ごとに並べて記入してください。

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

資産番号	種類	資産の名称 (名称・形式及び規格)	数量	取得時期	耐用年数	取得価額 (円)	減価残存率	本年度評価額 (円)	特例適用率 (%)	特例コード	本年度課税標準額 (円)	事由	残存サイン	摘要
	1	空調設備	1	407	5	13	1100000							
	1	空調設備	1	407	5	13	630 000 720000					12		R6.3 一部廃棄
5	2	エアコンプレッサー	1	407	5	15	185000							R6より耐用年数変更
	2	タイヤチェンジャー	2	407	5	13	670000					11		R6.7 売却
	6	事務机	2	408	4	15	150000							
10	6	エンジンアナライザー	1	407	12	5	200000							
	1	B棟外構工事	1	506	5	15	3000000					01		
	1	A棟外構工事	1	416	7	15	2000000					01		申告もれ
15	2	2柱リフト	1	501	10	15	500000					03		名古屋市より移動受入れ
	6	金庫	1	430	10	20	380000					04		R6.10.1 相続により取得
	6	パソコン	1	505	9	4	280000					01		即時償却適用資産
20														

一部減少した場合は、訂正箇所の上に変更後のものを記入してください。

資産が減少した場合は、朱線で抹消し、減少理由を摘要欄に記入してください。

資産が増加した場合は、明細書の余白に記入してください。

摘要

該当する資産について、次のような事項を記入してください。

- ① 資産が減少した場合、その年月と理由
(例 R6.7 売却)
- ② 課税標準の特例がある資産について、その適用条項
- ③ 耐用年数の変更があった場合は、その旨を記載
(例 R6より耐用年数変更)
平成20年度税制改正による法廷耐用年数変更の場合は、「省令改正」と記載
- ④ その他その資産の評価に必要な事項

事由

増加資産、減少資産があった場合は、該当する事由の数字を記入してください。

減価残存率・本年度評価額・特例適用率・特例コード・本年度課税標準額
電算処理により全資産申告を行う場合は、資産(行)ごとに記入してください。

- ・課税標準の特例は、特例の適用を受ける資産のみ記入してください。
- ・全ての資産について「評価額」を算定してください。

年号
1. 明治
2. 大正
3. 昭和
4. 平成
5. 令和

事由
01. 新品取得 02. 中古品取得 03. 移動による受入れ 04. その他
11. 売却 12. 滅失 13. 移動 14. その他
41. 一部増加 42. その他訂正 51. 価格訂正

印刷番号

4 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次の通りです。() 内の数字は、各資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産の内容
共通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理容業 美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、スライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医業 歯科医業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他
農業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)等)、その他

☆国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、長久手市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

☆過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。)遡及することとなります。

申告書のご提出の前に・・・

- ☐ 「1 住所」欄に納税通知書の送付先が記入されていますか？
- ☐ 「6 この申告に対応する者の係及び氏名」欄に連絡先は記入されていますか？
- ☐ 「15 資産の所在地」欄、「17 事業所用家屋の所有区分」欄は記入されていますか？
- ☐ 種類別明細書の各欄(特に取得年月、取得価額、耐用年数)は記入されていますか？
- ☐ (電算処理方式の場合)全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- ☐ 控えのご返送をご希望の場合、切手を貼った返信用封筒は同封されていますか？
- ☐ 申告書の提出先は、資産の所在する市役所宛にされていますか？